

議案第 6 4 号

日出町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日出町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 1 1 月 2 7 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日出町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年日出町条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 7 条第 1 項中「、給与条例第 2 2 条第 4 項中「その基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは「その基準日（退職し、又は死亡した短時間勤務会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前 6 か月以内の短時間勤務会計年度任用職員としての在職期間における報酬（常時勤務会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める報酬を除く。）の 1 月当たりの平均額」と」を削り、同条中第 3 項を第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項において準用する給与条例第22条第4項の規定を適用する場合の短時間勤務会計年度任用職員に係る期末手当基礎額は、基準日（退職し、又は死亡した短時間勤務会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日。以下この項において同じ。）現在において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額で報酬を定める短時間勤務会計年度任用職員 第19条第2項の規定により計算して得た額

(2) 日額で報酬を定める短時間勤務会計年度任用職員 第19条第3項の規定により計算して得た額に、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める日数を乗じて得た額

ア 1週間当たりの勤務日数が定められている者 1週間当たりの勤務日数に52を乗じ12で除して得た日数（1日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数）

イ 1月当たりの勤務日数が定められている者（アに掲げる者を除く。）
定められた1月当たりの勤務日数

(3) 時間額で報酬を定める短時間勤務会計年度任用職員 第19条第4項の規定により計算して得た額に、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める時間数を乗じて得た額

ア 1週間当たりの勤務時間数が定められている者 1週間当たりの勤務時間数に52を乗じ12で除して得た時間数（1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間数）

イ 1月当たりの勤務時間が定められている者（アに掲げる者を除く。）
定められた1月当たりの勤務時間数

(4) 第1号、第2号ア若しくはイ又は前号ア若しくはイ以外の短時間勤務会計年度任用職員 基準日以前6か月以内の短時間勤務会計年度任用職員としての在職期間における報酬（常時勤務会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める報酬を除く。）の1月当たりの平均額

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

短時間勤務会計年度任用職員の期末手当基礎額を報酬単位毎に定めることとしたいので提出する。